



自動車排出ガス対策計画書

2017 年 6 月 5 日

香川県知事 殿

提出者 生活協同組合コープかがわ
 住所 香川県高松市新北町 14 番 27 号
 氏名 代表理事 木村 誠

香川県生活環境の保全に関する条例第 106 条第 1 項の規定により、自動車排出ガス対策計画を作成したので提出します。

主たる事業所の名称	生活協同組合コープかがわ本部
主たる事業所の所在地	高松市新北町 14 番 27 号
計画の内容	別紙の通り
計画期間	平成 29 年度 ~ 平成 31 年度
計画の公表予定年月日	平成 30 年 4 月 1 日
計画の公表の方法	幣生協ホームページに掲載し、インターネット利用により公表する。
連絡先	担当部署 管理部総務 担当者 野網 壽泉 電話番号 087-835-6800 F A X 番号 087-835-6848 電子メールアドレス hiromi_noami@kagawa.coop.or.jp

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

自動車排出ガス対策計画

計画の対象期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

1 事業所ごとの自動車の使用台数

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

整理番号	1	2	3	4	5	6	7	合計	
事業所の名称	本部	中部 KC	西部 KC	東部 KC	大川 KC	三豊 KC	坂出 KC	—	
事業所の所在地	高松市新北町 14-27	高松市飯田町 745-1	善通寺市与北 町字西原 287-1	高松市小村町 字南下所 84-6	東かがわ市大 内 200-19	三豊市豊中町 上高野 1465	坂出市林田町 4285-300	—	
連絡先電話番号	087-835-6800	087-882-3222	0877-63-3211	087-848-2727	0879-26-3003	0875-56-6777	0877-59-5300	—	
従業員数(人)	132	55	54	56	29	30	17	373	
運転者数(人)	0	28	30	36	17	21	14	146	
使用台数(台)	①普通貨物自動車	0	25	26	31	14	16	13	125
	②小型貨物自動車	4	5	5	4	3	3	2	26
	③大型バス	0							
	④マイクロバス	0							
	⑤乗用自動車	0							
	⑥特殊自動車	0							
合計台数	4	30	31	35	17	19	15	151	

自動車の使用に伴う二酸化炭素の年間排出量

(平成 28 年度)

年間の燃料使用量	ガソリン		軽油		都市ガス (CNG)		LPG	
	(kL)	台数	(kL)	台数	(千m ³)	台数	(t)	台数
本部			0	0			0	0
中部 KC			7,107	6			49,345	19
西部 KC			5,133	5			49,815	21
東部 KC			48,902	19			2,420	0
大川 KC			17,379	9			16,177	5
三豊 KC			31,366	16			309	0
坂出 KC			1,245	4			1,818	9
合計 [a]			111,132	59			119,884	54
二酸化炭素排出係数 [b]	Kg-CO2		2.619Kg-CO2		t-CO2/m ³		3.000t-CO2/t	
二酸化炭素排出量 [a×b]	t-CO2		291.052t-CO2		t-CO2		359.652t-CO2	
二酸化炭素排出量の合計	650.704t-CO2							

2 自動車の使用に伴う大気環境の負荷の軽減を図る為の方針

自動車は、窒素酸化物や浮遊粒子状物質などの大気汚染物質の他、地球温暖化の原因物質である二酸化炭素を排出ガスとして大気環境中に放出することから、事業活動における自動車の使用に伴う大気環境の負荷の低減を図る為、次の方針により取り組む事とする。

- ◆ 我々の生活環境や地球環境を守る為、自動車を使用する我々自身が排出ガスによる大気汚染者であり、温室効果ガスの排出者である事を認識し、自動車の使用に伴う大気環境の負荷の低減に努める。
- ◆ 自動車の効率的な使用等により、自動車の使用をできるだけ抑制するとともに、整備点検を確実に実施し、アイドリングストップやエコドライブを徹底して、排出ガスを減少させるよう努める。
- ◆ 自動車の新規購入または更新にあたっては、低公害車を積極的に導入する。
- ◆ この自動車排出ガス対策計画について、従業員への十分な周知を行ない、社内一体となって取り組みを推進していく。
- ◆ この自動車排出ガス対策計画を実施する事により、計画期間中に、年間の二酸化炭素排出量を対基準年度（平成 25 年度）比で 80%まで削減する事を目標とする。

3 低公害車等の導入に係る事項

(平成31年度分)

自動車区分	平成28年度末 時点の台数	平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成31年度末 時点の台数	
		減少台数	増加台数	減少台数	増加台数	減少台数	増加台数		
総自動車台数 (低公害車等を含む)	151	21	18	10	10	9	9	148	
低公害車等の台数	① 天然ガス自動車							0	
	② 電気自動車							0	
	③ ハイブリッド自動車							0	
	④ メタノール自動車	12	12					0	
	⑤ 低燃費かつ 低排出ガス認定車	85	3	18	1	10		9	118
	⑥ その他の排出ガスの 排出量が少ない自動車 (LPG車)	54	6		9		9		30
	合計(①～⑥)	151	21	18	10	10	9	9	148
排出ガス低減装置装着車の台数	85		18		9		9	121	
＜参考＞ 軽自動車(二輪除く)の台数	26		5					31	

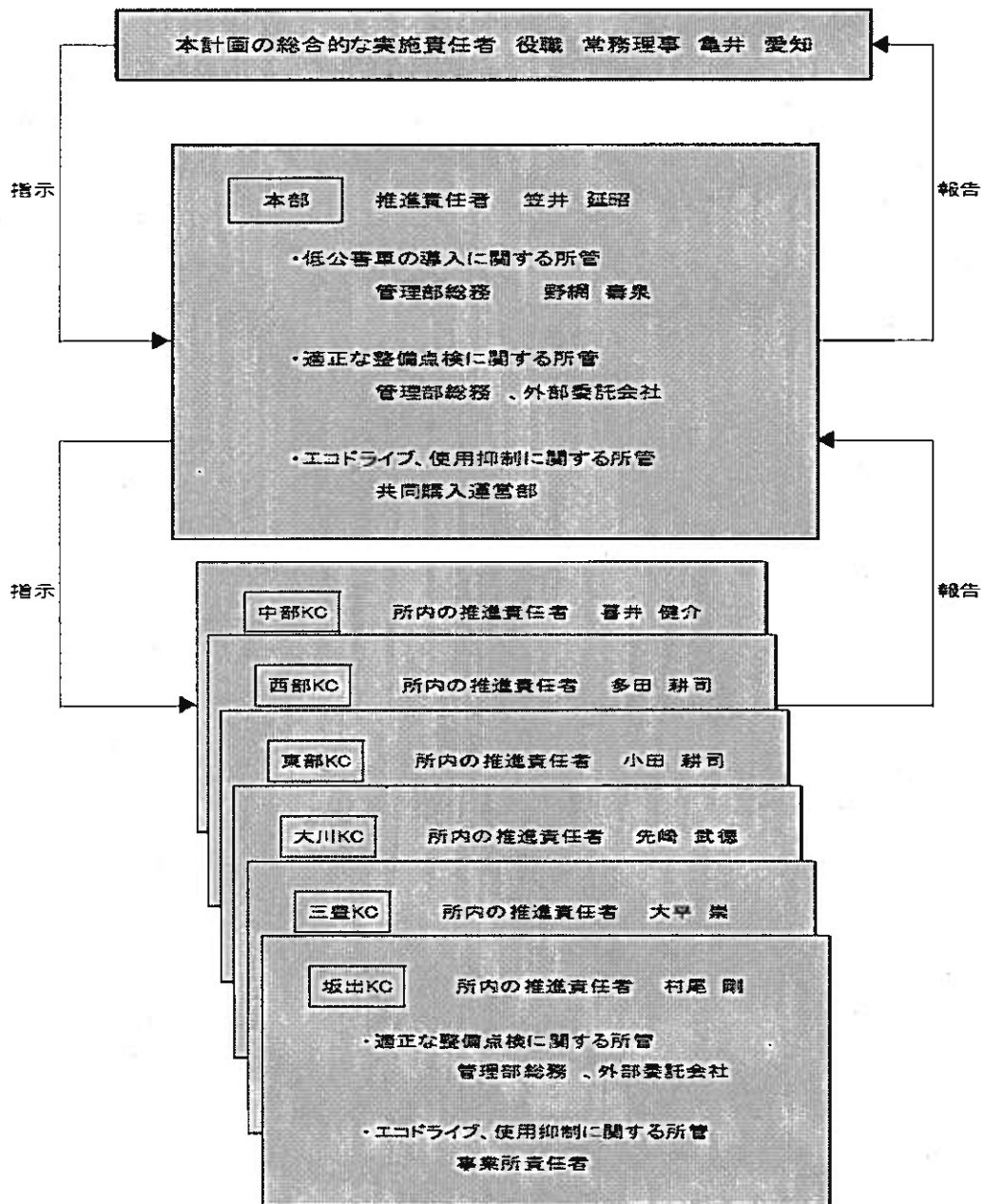
※メタノール自動車欄の台数はバイオディーゼル車の台数。

4 自動車の使用抑制、並びに適正な整備及び運転の実施に係る事項

項目	計画
自動車の 使用抑制	<ul style="list-style-type: none"> 配送コースの見直しを定期的実施し効率的な車輛使用を行なう。
自動車の 適正な整備	<ul style="list-style-type: none"> 日常点検・整備マニュアルを作成し、エンジンオイルの適正な選択・定期的な交換、適正なタイヤ空気圧の維持など、十分な点検整備の方法を定めて従業員に周知する。 管理責任者を設置し、運転日報をチェックすることにより、点検整備の実施を徹底する。
自動車の 適正な運転	<ul style="list-style-type: none"> 毎年1回、従業員に対してエコドライブの講習を行い、アイドリングストップ、急発進、急加速運転の削減など、エコドライブの実施に努める。

5 自動車排出ガス対策計画の推進体制

《体制図》



《推進方法》

- 本社及び各営業所内の推進責任者は、毎年度、計画に記載した取り組みの実施状況を確認し、各営業所内の実施状況は本社の推進責任者に4月末までに報告する。
- 本社の推進責任者は、全体の取り組みについて確認を行ない、実施状況が不十分な項目があれば、その原因究明と適切な措置を行なうよう指示する。
- それらの結果については、本計画の総合的な実施責任者が最終確認し、必要な場合には計画の見直しを行なうよう指示する。